

○島根県警察国民保護計画の制定について

(平成19年1月29日島備二甲第1020号県警察本部長例規通達)

武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、治安の維持を責務とする警察として、武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力攻撃災害への対処に関する措置並びに緊急対処事態における攻撃の予防及び鎮圧などの措置を総合的かつ一体的に講ずる必要があることから、別添1のとおり「島根県警察国民保護計画」を制定し、平成19年2月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、参考として別添2「用語集」を添付する。

別添 1

島根県警察国民保護計画

目次

第 1 趣旨等	-----	1
第 2 体制の確立	-----	1
1 公安委員会の開催	-----	1
2 職員の招集等	-----	1
(1) 招集及び参集		
(2) 参集場所		
3 対策本部の設置及び部隊編成	-----	1
(1) 警備本部の設置		
(2) 署警備本部の設置		
(3) 警備部隊の編成		
第 3 武力攻撃事態等における国民保護措置等	-----	2
1 情報入手時における措置	-----	2
2 警報等に係る措置	-----	2
(1) 住民に対する警報の伝達		
(2) 住民に対する緊急通報の伝達		
(3) 市町村との協力体制の構築		
3 住民の避難、誘導	-----	2
(1) 住民への避難の指示の内容伝達		
(2) 避難実施要領策定に当たっての対応		
(3) 避難住民の誘導が円滑に行われるようにするための措置		
(4) 関係機関との調整		
(5) 混雑等から生ずる危険を未然に防止するための警告又は指示		
(6) 病院・障害者福祉施設等に対する輸送支援		
(7) 被留置者の避難誘導		
(8) 要避難地域等における安全確保		
(9) 広域避難の場合の対応		
(10) 特定公共施設利用法に基づく指針に関する対応		
(11) 自家用車が交通手段として示される場合の対応		
(12) 市町村等との連携		
(13) 自衛隊等関係機関との連携		
(14) 隠岐諸島における住民避難等の体制整備		
(15) 積雪時における住民の避難		
4 被災者の捜索及び救出	-----	4
(1) 被災者の捜索及び救出活動		
(2) 緊急援助隊等の出動及び広域緊急援助隊等の援助の要求		

(3) 救護班の緊急輸送等への配慮	
(4) 死者の身元確認及び遺体の引渡し等	
5 生活関連等施設の安全確保等	----- 4
(1) 情報提供と安全確保	
(2) 生活関連等施設管理者等への指導、助言等	
(3) 公安委員会による立入制限に伴う措置	
(4) 原子力施設及び運転要員の安全確保	
(5) 警察庁と連携した管理者等の安全確保への配慮	
6 N B C 攻撃等による災害への対処	----- 5
(1) 知事からの要請による汚染拡大防止措置	
(2) 避難誘導、救助、除染等	
7 応急措置等	----- 5
(1) 警察署長の指示	
(2) 警察官による退避の指示	
(3) 警察官による警戒区域の設定	
8 被災情報等の収集及び提供	----- 6
(1) 被災情報の収集等	
(2) 広報	
(3) 安否情報の収集への協力	
9 情報通信の確保	----- 6
(1) 情報通信の確保	
(2) 非常通信体制の整備	
10 道路交通の管理	----- 7
(1) 交通規制の実施	
(2) 交通状況の把握	
(3) 住民への周知	
(4) 緊急物資等の運送のための必要な措置	
(5) 広域的な交通管理のための体制整備等	
(6) 交通規制状況等の情報提供	
(7) 緊急交通路の把握及び代替輸送手段の確保	
11 応急の復旧	----- 7
(1) 被害状況の把握と応急復旧	
(2) 体制及び資機材の整備	
12 特殊標章等の交付	----- 8
第4 平素の措置	----- 8
1 教養訓練	----- 8
(1) 共同訓練等の実施	
(2) 人材育成	
2 装備資機材等の整備	----- 8
(1) 装備資機材の整備	

(2) 警察施設の整備点検		
3 生活関連等施設に関する措置	-----	8
(1) 管理者等に対する助言		
(2) 実態把握		
(3) 管理者に対する安全確保の留意点の周知		
4 情報提供のための体制の整備等	-----	8
(1) 体制の整備		
(2) 連絡体制の明確化		
(3) 画像情報の収集・連絡システムの整備		
5 情報通信に関する措置	-----	9
(1) 定期的訓練の実施		
(2) システム構成の二重化等		
第5 配慮すべき事項	-----	9
1 基本人権の尊重	-----	9
2 国民の権利利益の迅速な救済	-----	9
(1) 体制の確保		
(2) 文書の保存		
3 県民に対する情報提供	-----	9
4 関係機関との連携協力の確保	-----	9
(1) 要請に対する措置		
(2) 連携体制の整備		
5 県民の協力の確保	-----	10
(1) 自発的協力の確保		
(2) 情報の提供		
6 高齢者、障害者等への配慮	-----	10
7 安全の確保	-----	10
第6 緊急対処保護措置に関する事項	-----	10
第7 計画の検討及び変更	-----	10
第8 その他	-----	10

第1 趣旨等

- 1 この計画は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、島根県警察が行う国民保護措置及び緊急対処保護措置を、県等の関係機関と連携して的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この計画で使用する用語の意義は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）において使用する用語の例による。

第2 体制の確立

1 公安委員会の開催

警察本部長（以下「本部長」という。）は、武力攻撃事態等に至ったときは、島根県公安委員会運営規則（平成13年島根県公安委員会規則第3号）第5条第3項の規定に基づき、公安委員長に対し臨時会議を招集するよう要請するものとする。

2 職員の招集等

(1) 招集及び参集

武力攻撃事態等に至ったときの警察職員の招集及び参集は、非常招集に関する訓令（昭和38年島根県警察訓令第5号）に基づくものとする。また、次の場合は、招集を待たずに速やかに非常参集するものとする。

ア 県内において武力攻撃事態等が発生し、これを知ったとき。

イ 知事が緊急通報（国民保護法第99条の武力攻撃災害緊急通報をいう。以下同じ。）を発令したことを知ったとき。

ウ 国が県内に武力攻撃事態等の警報（国民保護法第44条第1項の警報をいう。以下同じ。）を発令したことを知ったとき。

(2) 参集場所

警察職員の参集場所は、原則として自所属とするが、交通の途絶等により自所属に応招できない場合は、最寄りの警察署に参集し、参集先警察署長の指揮下に入る。この場合において、参集先の警察署長は、参集者の所属の長にその旨を通知するものとする。

3 対策本部の設置及び部隊編成

(1) 警備本部の設置

本部長は、武力攻撃事態等に至ったときは、本部長を長とする島根県警察国民保護甲号警備本部（以下「警備本部」という。）を設置するものとする。この場合における警備本部の編成は、別表第1「島根県警察国民保護甲号警備本部編成表」のとおりとする。

(2) 署警備本部の設置

警察署長は、警備本部が設置されたときは、警察本部に準じて、警察署長を長とする署警備本部を設置するものとする。

(3) 警備部隊の編成

警備部隊の編成は、警察本部部隊及び警察署部隊とする。

ア 警察本部部隊

- (ア) 被災地への第一次投入部隊は、島根県警察緊急援助隊（以下「緊急援助隊」という。）、管区機動隊及び第二機動隊とする。
- (イ) 警察本部部隊は、本部長の命令により動員した各所属職員により、情報収集、救出・救護、交通対策、行方不明者の捜索、検問、通信の確保等の任務別に編成する。この場合における主な部隊の編成は、別表第2「警察本部部隊編成表」のとおりとする。

イ 警察署部隊

- (ア) 警察署長が署警備本部を設置した場合は、管轄区域内の被災の有無にかかわらず警察本部部隊の編成に準じて警察署部隊を編成するものとする。
- (イ) 本部長は、必要に応じて被害のない警察署又は比較的被害の少ない警察署の署員を被災地警察署に派遣し、その支援を命ずるものとする。

第3 武力攻撃事態等における国民保護措置等

1 情報入手時における措置

警察職員は、武力攻撃（事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。）の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに所属長に報告するものとする。また、所属長は、その情報の集約及び分析を行い、直ちに本部長に報告するものとする。

2 警報等に係る措置

(1) 住民に対する警報の伝達

県警察は、警察庁又は知事から警報の内容について通知を受けたときは、市町村と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機や標示を活用するなどして、住民に対して警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うものとする。

(2) 住民に対する緊急通報の伝達

県警察は、知事から緊急通報の発令の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町村と協力し、住民に対して緊急通報の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。また、県警察は、警察庁に当該内容を速やかに報告するものとする。

(3) 市町村との協力体制の構築

警察署長は、市町村が住民に対し警報及び緊急通報を的確かつ迅速に伝達することができるよう市町村との協力体制を構築するとともに、各種通信手段の活用のための体制整備に努めるものとする。

3 住民の避難、誘導

(1) 住民への避難の指示の内容伝達

県警察は、知事から避難の指示（国民保護法第54条第2項の指示をいう。以下同じ。）の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町村と協力し、住民に対して避難の指示の内容の伝達を的確かつ迅速に行うように努めるとともに、知事からの避難の指示の内容について速やかに警察庁に報告するものとする。

(2) 避難実施要領策定に当たっての対応

警察署長は、市町村長が避難実施要領（国民保護法第61条第1項の避難実施要領をいう。以下同じ。）を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。

(3) 避難住民の誘導が円滑に行われるようにするための措置

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規

制、秩序の維持、ヘリコプター・レビシシステムによる情報収集等の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 関係機関との調整

県警察は、避難住民の誘導を行うに際しては、県、市町村、海上保安庁、自衛隊等との間で適切な役割分担を行うとともに、交通規制等により避難経路の確保と秩序立った避難の実施を図るものとする。また、できる限り自治会、町内会、学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努めるものとする。

(5) 混雑等から生ずる危険を未然に防止するための警告又は指示

警察官は、避難住民を誘導する場合において、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、国民保護法第66条第1項の規定により危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行うものとする。

また、特に必要があると認めるときは、国民保護法第66条第2項の規定により危険な場所への立入りを禁止し、若しくは退去をさせ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講ずるものとする。

(6) 病院・障害者福祉施設等に対する輸送支援

県警察は、病院・障害者福祉施設等、自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、施設の管理者及び市町村だけではその十分な輸送手段を確保することができない場合は、ヘリコプター等による輸送支援を行うものとする。

(7) 被留置者の避難誘導

警察署長は、武力攻撃事態等における被留置者の避難誘導を行う場合は、留置施設の管理運営に関する訓令（平成19年島根県警察訓令第18号）第4条第1項の規定により定めた非常計画に基づき、移送先を選定し、護送体制をとった上で適切に行うものとする。

(8) 要避難地域等における安全確保

県警察は、要避難地域（国民保護法第52条第2項第1号の住民の避難が必要な地域をいう。）及び避難先地域（同項第2号の住民の避難先となる地域をいう。）において、自主防犯組織等と連携しつつ、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行うものとする。また、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対し警備の強化を要請するなどして、当該施設の安全の確保に努めるものとする。

(9) 広域避難の場合の対応

県警察は、県の区域を越える避難の場合に、関係先知事による避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加するものとする。

(10) 特定公共施設利用法に基づく指針に関する対応

県警察は、国の対策本部長が武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）の規定により港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関する指針を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。

(11) 自家用車が交通手段として示される場合の対応

県警察は、知事が避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情など

を勘案し自家用車等を交通手段として示す場合において、必要な意見を述べるものとする。

(12) 市町村等との連携

警察署長は、市町村が避難実施要領の基礎となるパターンを作成するに当たり、平素から緊密な意見交換を行うものとする。

(13) 自衛隊等関係機関との連携

県警察は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難について、車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、平素から密接な連携を図るものとする。

(14) 隠岐諸島における住民避難等の体制整備

県警察は、隠岐諸島における住民の避難及び救援に当たっては、離島の特性に十分配慮し、部隊の派遣に伴う輸送手段等について関係機関との密接な連携を図るとともに、全住民の避難を視野に入れた体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(15) 積雪時における住民の避難

警察署長は、積雪時における住民の避難に当たっては、その経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことに十分に配慮した措置を講ずるものとする。

4 被災者の搜索及び救出

(1) 被災者の搜索及び救出活動

県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員に被災情報（国民保護法第126条第1項の武力攻撃災害による被害の状況に関する情報をいう。以下同じ。）の収集に当たらせるとともに、ヘリコプター、船舶等を活用して被災者の搜索及び救出活動に当たらせるものとする。

(2) 緊急援助隊等の出動及び広域緊急援助隊等の援助の要求

本部長は、把握した被害状況に基づき、迅速に緊急援助隊等を出動させ被災者の搜索及び救出活動に当たらせるとともに、被害が大規模な場合、公安委員会に対し、警察庁又は他の都道府県警察に広域緊急援助隊等の援助要求を行うよう要請するものとする。

(3) 救護班の緊急輸送等への配慮

県警察は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合は、パトカーでの先導、緊急通行車両標章の交付等、特段の配慮を行うものとする。

(4) 死者の身元確認及び遺体の引渡し等

県警察は、地方公共団体及び医療機関と協力し、死者の身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるとともに、その措置を講じたときは、県対策本部に通知するものとする。

5 生活関連等施設の安全確保等

(1) 情報提供と安全確保

県警察は、生活関連等施設の安全の確保に必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を当該施設の管理者に隨時提供する等により、当該施設の管理者

及び当該施設に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 生活関連等施設管理者等への指導、助言等

県警察は、国民保護法第102条第4項の規定により県知事、生活関連等施設の管理者等から支援の求めを受けた場合は、指導、助言、警察官の派遣等必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

(3) 公安委員会による立入制限に伴う措置

本部長は、公安委員会が国民保護法第102条第5項の規定により立入制限区域を指定した場合は、県の公報による公示、報道発表等によりその旨を住民に周知させるとともに、ロープや標示の設置等により、立入制限区域、立入りを制限する期間等を明らかにするよう努めるものとする。

(4) 原子力施設及び運転要員の安全確保

県警察は、武力攻撃事態等において、原子炉の運転停止が行われるに当たっては、関係行政機関及び原子力事業者と緊密に連携し、施設及び運転要員の安全確保に努めるものとする。

(5) 警察庁と連携した管理者等の安全確保への配慮

県警察は、警察庁が危険物質等（国民保護法第103条第1項に規定する危険物質等をいう。以下同じ。）の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める場合は、同庁と連携して、危険物質等の管理者等の安全確保に十分に配慮するものとする。

6 N B C 攻撃等による災害への対処

(1) 知事からの要請による汚染拡大防止措置

県警察は、N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）等による災害に際し、国民保護法第107条第3項の規定により知事から要請がなされたときは、必要に応じ、放射性物質等により汚染された疑いのある物件の廃棄、汚染された疑いのある建物の封鎖等の措置を講ずるものとする。

(2) 避難誘導、救助、除染等

県警察は、N B C 攻撃等による汚染が生じた場合は、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行うものとする。特に、化学物質による汚染の場合には、除染活動に努めるものとする。

7 応急措置等

(1) 警察署長の指示

警察署長は、国民保護法第111条第3項の規定により市町村長又は県知事からの要請があったときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な事前措置を行うことを指示するものとする。この場合において、当該指示をした警察署長は、直ちに本部長にその旨を報告するとともに、市町村長に通知するものとする。

(2) 警察官による退避の指示

警察官は、国民保護法第112条第7項の規定により市町村長若しくは県知事の退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、住民に対し避難の指示をするものとする。この場合において、警察官からその報告を受けた警察署長は、その旨を直ちに本部長に報告するとともに、市町村長に通知するものとする。

(3) 警察官による警戒区域の設定

警察官は、国民保護法第114条第3項の規定により武力攻撃等による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長若しくは県知事による措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設置し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずるとともに、直ちにその旨を市町村長に通知するものとする。

8 被災情報等の収集及び提供

(1) 被災情報の収集等

県警察は、武力攻撃事態等において、ヘリコプターテレビシステム等の情報収集手段を有効に活用し、被災情報の収集を行うとともに、その収集した情報を警察庁に報告し、及び県知事に連絡するものとする。

(2) 広報

県警察は、被災情報、事態の推移、国民保護措置の実施状況等を正確かつ積極的に広報するよう努めるものとする。また、広報内容については、関係機関と情報交換を行うよう努めるものとする。

(3) 安否情報の収集への協力

県警察は、武力攻撃事態等において、保有する安否情報（国民保護法第94条第1項の安否情報をいう。以下同じ。）を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。この場合に、原則として、避難住民及び武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に対し安否情報を提供するものとし、当該住民の住所地が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報を提供するよう努めるものとする。

9 情報通信の確保

(1) 情報通信の確保

県警察は、中国管区警察局島根県情報通信部（以下「情報通信部」という。）とともに、武力攻撃災害発生直後から通信を確保するため、警察通信施設の被災状況を速やかに把握し、修理又は代替措置により機能の回復を図るものとする。

(2) 非常通信体制の整備

県警察は、情報通信部とともに、武力攻撃災害発生時においても通信が途絶することがないよう、平素から非常用電源を確保するなど非常通信体制の整備を図るとともに、その定期点検を行うものとする。

10 道路交通の管理

(1) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、避難住民及び緊急物資の運送の経路を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、県内への流入車両を抑制する必要があるときは、周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。

(2) 交通状況の把握

県警察は、武力攻撃事態等において、現場臨場した警察官、関係機関からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。その結果、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により特定公共施設利用法の規定に基づき道路の利用指針が定められた場合は、それを踏まえ、適切に行うものとする。

(3) 住民への周知

県警察は、武力攻撃事態等において、交通規制を行ったときは、道路管理者と協力し、直ちに住民に周知させるものとする。

(4) 緊急物資等の運送のための必要な措置

県警察は、武力攻撃事態等において、避難住民及び緊急物資の運送のため必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による先導を行うとともに、必要に応じ、一般車両の運転者等に対し、所要の措置を講ずるよう命ずるものとする。

(5) 広域的な交通管理のための体制整備等

県警察は、広域的な交通管理のための体制を整備するとともに、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務等について周知させるものとする。

(6) 交通規制状況等の情報提供

県警察は、武力攻撃事態等において、道路管理者と連携し、交通規制状況等の情報を道路利用者に対し適切に提供できるようにしておくものとする。

(7) 緊急交通路の把握及び代替輸送手段の確保

県警察は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送のため確保すべき道路についてあらかじめ把握するものとする。また、運送事業者である指定公共機関（事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。）と協議の上、避難住民及び緊急物資の代替輸送手段の確保に努めるものとする。

11 応急の復旧

(1) 被害状況の把握と応急復旧

県警察は、武力攻撃災害発生後できる限り速やかに警察施設及び交通安全施設の点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

(2) 体制及び資機材の整備

県警察は、警察施設又は設備に被害が生じた場合に、その状況等を把握し、応急の復旧を行うために必要な体制及び資機材をあらかじめ整備するよう努めるものと

する。

12 特殊標章等の交付

本部長は、別に定める基準に従い、次の者に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書を交付するものとする。

ア 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員

イ 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第4 平素の措置

1 教養訓練

(1) 共同訓練等の実施

県警察は、武力攻撃事態等を想定した招集・参集訓練、消防機関等の関係機関との共同訓練等を実施するとともに、職員に対し、部内の情報連絡要領や他機関からの情報収集等、武力攻撃事態等における活動手順について教養するものとする。

(2) 人材育成

県警察は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、平素から国民保護法及び関係法令の研さん・調査研究を推進するとともに、事案発生時に的確に対応できる人材育成に努めるものとする。

2 装備資機材等の整備

(1) 装備資機材の整備

県警察は、国民保護措置の実施に必要な装備資機材を整備するものとする。

(2) 警察施設の整備点検

県警察は、警察署等の警察施設が武力攻撃事態等発生時において応急対策の拠点となるという重要性を考慮し、その整備及び点検を行うものとする。

3 生活関連等施設に関する措置

(1) 管理者等に対する助言

県警察は、生活関連等施設の管理者及び県知事に対し、平素から生活関連等施設の特性に応じた警備強化等、安全確保上留意すべき点について助言するものとする。

(2) 実態把握

県警察は、県知事からの連絡を参考にしつつ、平素から管轄区域内に所在する生活関連等施設の名称及び所在地等について把握するものとする。

(3) 管理者に対する安全確保の留意点の周知

県警察は、県知事と協力して、平素から生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させるよう努めるものとする。

4 情報提供のための体制の整備等

(1) 体制の整備

県警察は、国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集・整理し、関係機関、国民等に適時かつ適切に提供等するための体制の整備に努めるものとする。

(2) 連絡体制の明確化

県警察は、武力攻撃災害が警察の情報収集・連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、消防等の関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、平素から

情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努めるものとする。

(3) 画像情報の収集・連絡システムの整備

県警察は、機動的な情報収集活動を行うことができるよう、平素からヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を図るものとする。

5 情報通信に関する措置

(1) 定期的訓練の実施

県警察は、情報通信部とともに、武力攻撃災害の発生に備え、平素から、県、消防等関係機関と連携し、武力攻撃事態等を想定した通信訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(2) システム構成の二重化等

県警察は、武力攻撃災害発生により情報管理機能に支障を来たした場合において速やかに回復させるため、平素からシステム構成の二重化や重要データのバックアップをするものとする。

第5 配慮すべき事項

1 基本人権の尊重

県警察は、国民保護措置の実施に当たっては基本的人権を尊重し、国民の自由と権利に制限を加えるに当たっては当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済

(1) 体制の確保

県警察は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。

(2) 文書の保存

県警察は、国民保護措置に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続に関する文書については、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民の保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合にはその保存期間を延長するなど、適切な保存のための措置を講ずるものとする。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐため安全な場所を選定するなど、その保存には特段の配慮を払うものとする。

3 県民に対する情報提供

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

4 関係機関との連携協力の確保

(1) 要請に対する措置

県警察は、知事、市町村長等から警察に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

(2) 連携体制の整備

県警察は、広域にわたる避難、N B C 攻撃等による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

5 県民の協力の確保

(1) 自発的協力の確保

県警察は、国民保護措置の重要性について県民への啓発に努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、住民に対して、訓練への参加を要請するなどにより、県民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

(2) 情報の提供

県警察は、ボランティア団体との連携を図るとともに、武力攻撃事態等においては、適切な情報提供に努めるものとする。

6 高齢者、障害者等への配慮

県警察は、警報、緊急通報等の情報伝達及び避難誘導、救援（国民保護法第75条第1項の救援をいう。）等において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

7 安全の確保

県警察は、職員等による国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、職員等の安全の確保に配慮するものとする。

第6 緊急対処保護措置に関する事項

県警察は、緊急対処事態においては、緊急対処保護措置として、この計画の第1から第4までに定める事項に準じた措置を実施し、第5に掲げる事項に配慮するものとする。この場合において、当該事態を終結させるためにその推移に応じて実施する、攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意するものとする。

第7 計画の検討及び変更

この計画の内容については、国家公安委員会・警察庁国民保護計画、島根県国民保護計画等との整合性を図りながら絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

第8 その他

この計画において、県警察が行う平素の措置で主に関係する所属は、別表第3のとおりとする。

別表 〔略〕

別添2 〔略〕